

○農林水産省告示第五百四十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四十六条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の定める金額を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則第四十六条の農林水産大臣の定める金額は、設置面積一アール当たり三万円とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。